

第6号様式

随意契約について

| | |
|-------|----------|
| 公表年月日 | 令和8年4月1日 |
| 担当課 | 水道部工務課 |

| | |
|----------|---|
| 契約業者名・住所 | 松戸市上下水道管工事業協同組合・松戸市稔台五丁目15番地25 |
| 工事等の名称 | 緊急小規模修繕 |
| 工事等の場所 | 松戸市水道部給水区域内 |
| 種別 | その他 |
| 工事等期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| 契約金額 | 単価表による |
| 工事等の概要 | 配水管分岐から量水器までの範囲の漏水修理 |
| 随意契約の理由 | <p>緊急小規模修繕は、漏水修理（配水管分岐から量水器までの範囲）等ですが、これらは昼夜を問わず発生します。この漏水等は早急に修理しないと道路陥没や水圧低下等の重大事故に繋がるため、迅速かつ確実な修理をしなければなりません。また、これらの修理等をおこなえる者は、松戸市指定給水装置工事事業者に限られるほか、次の要件が不可欠なものとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常時、迅速かつ確実に対応できる体制が整っていること。 2. 松戸市水道事業給水区域内の地理状況等に精通していること。 3. 高い技術水準を有していること。 <p>これらの要件は、市内業者であれば満たすことはできますが、職員が個別に連絡をおこない個別に業者を選定することや、見積合せを実施することで時間を費やした場合には、修繕が遅れ重大な被害を生じさせる可能性や、発生時間が決まっていないことから個人業者での緊急な材料調達には困難を極めます。更に、夜間若しくは休日の場合には、個人業者では人員及び材料確保をしきれないことは容易に想像できるほか、勤務</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>時間外に職員が個別に連絡をおこない業者を探すことは特に困難を極めます。</p> <p>松戸市の場合には、水道工事における技術の向上や業者間での協力体制を構築することを目的とした松戸市指定給水装置工事事業者で構成された協同組合があり、連絡・材料調達体制等も整っていることから、上記の者を選定することが合理的かつ経済的であると思慮されることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき随意契約とするものです。</p> <p>また、業者は松戸市水道事業会計規程108条第1項第1号を適用し、松戸市上下水道管工事業協同組合を選定するものです。</p> |
|--|---|